

○広島市附属機関設置条例（抜粋）

昭和28年 8 月 18 日

条例第35号

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定による附属機関の設置に関しては、他の条例に特別の定めがあるものを除く外、この条例の定めるところによる。

（昭40条例 2 ・ 一部改正）

第 2 条 別表の中欄に掲げる機関は、左欄に掲げる執行機関の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ右欄に記載する通りとする。

（昭40条例 2 ・ 一部改正）

第 3 条 前条に掲げる機関の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項については、附属機関の属する執行機関の規則で定める。

（昭40条例 2 ・ 一部改正）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

（平25条例 6 ・ 全改、平26条例51 ・ 平28条例 9 ・ 令 2 条例35 ・ 令 2 条例41 ・ 令 2 条例46 ・ 令 3 条例 7 ・ 一部改正）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	目的
市長	広島市廃棄物処理事業審議会	市長の諮問に応じ、廃棄物処理事業の推進に関する重要な事項を審議すること。